

一般社団法人島根県臨床検査技師会

会員及び会費等に関する規程

平成 25 年 3 月 24 日 制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下「法人」という）の定款第 2 章に基づき、この法人の会員の入会及び退会並びに会費等の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 会員

(会員の定義)

第 2 条 この規定に定める会員とは、定款第 2 章に定められた会員をいう。 様式 2

第 3 章 入会及び退会

(入会基準及び手続)

第 3 条 この法人の正会員として入会しようとする者は、この法人の定める入会申込書を用い必要事項を記載し提出しなければならない。 様式 3 及び 様式 4

2 賛助会員は、この法人の定める賛助会員入会申込書を用い必要事項を記載し、提出しなければならない。 様式 5

3 名誉会員は、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(退会事由及び手続)

第 4 条 定款第 2 章の基づき、会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

なお、会員資格が喪失しても、既納の会費はこれを返還しない。 様式 6

(会費等の取り扱い)

第 5 条 定款第 2 章 第 9 条に基づき入会を認められた会員は、この規定の定めに従い会費を納入しなければならない。

2 入会金は必要と思われる時期まで当面徴収しない

第 4 章 会費等

(会費)

第 6 条 定款第 9 条により、会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員 年額 7,000 円

賛助会員 年額 20,000 円

(会費の納期)

第 7 条 新たに入会が認められた者は、通知を受けた日から 1 箇月以内に会費を納入しなければならない。なお、事業年度の中途に入会した会員も年額の全額とする。

2 継続する会員は、毎事業年度開始前までに、会費（年額）を納入しなければならない。

(規程の変更)

第8条 この規定は、総会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。